

修文大学・修文大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画

1. 修文大学・修文大学短期大学部では、研究費等の不正使用を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する体制の構築を図り、公的研究費の適正な管理・運営をするために次のとおり不正防止計画を定める。

2. 学内の運営体制

- (1) 最高管理責任者：学長
- (2) 統括管理責任者：大学事務局長
- (3) コンプライアンス推進責任者：学長

3. 不正防止計画

(1) 学内の責任体系の明確化

項目	不正発生の要因	防止計画
責任体系の明確化	研究費が研究者個人に配分されるものであり、機関としての責任意識が希薄となりやすい。	組織のチャート図を作成し、役割を明確にする。また、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正発生の要因	防止計画
ルールの明確化・統一化	公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだハンドブックを配布、また各手続きのマニュアルを作成し周知することにより、適正運用の徹底を図る。
職務権限の明確化	職務権限に曖昧な箇所があることで、十分なチェックが行われず、不適切な使用が行われる。	研究の使用及び事務手続きに関する決裁権限等の明確化・統一化を推進する。
関係者の意識向上	研究費の不正使用の事例及びその影響についての意識が不足しているため、当該行為が不正使用であるという意識がない。	コンプライアンス教育により、研究費を執行する教職員に不正使用の事例を周知することで、研究費に関する意識向上を図る。
調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が曖昧である。	告発者の取扱、調査及び懲戒に関する規程の周知を推進する。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生の要因	防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	不正防止計画の策定において、不正を発生させる要因の把握が不十分の場合に、実効性のある不正防止計画とならず、不正使用の防止にならない。	不正を発生させる要因を把握し、実効性のある不正防止計画を策定する。
不正防止計画の実施		

(4) 研究費の適正な運営・管理方法

項目	不正発生の要因	防止計画
研究費の執行	予算執行状況が適切に把握されていないため、年末度に予算執行が集中する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。
	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	大学指定の業者に、原則大学事務局が窓口となり対応を行うことにより、研究者との接触を極力減らす。
	研究者発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	研究者が補助金を使用し発注する全ての物品購入について、事務部門による納品事実の確認を行う。
	旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	教職員が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。 出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認ができるようにする。
	消耗品等の数量確認が十分でなく、検収も困難な状況が発生し、研究以外の流用がおこなわれる。	発注、納品の段階で大学事務局が確認できるようにする。用紙やインクなど流用しやすい物品は研究者の自覚を促す。

(5) 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生の要因	防止計画
相談窓口	通報窓口が判りにくく、不在勝ちのため相談・通報の機会を逃しやすい。	通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。
通報窓口		

(6) モニタリングの在り方

項目	不正発生の要因	防止計画
内部監査の実施	不正防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングを行い、不正発生のリスクを除去する必要がある。	不正要因を除去するために研究者と担当事務職員に対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要因となる乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を作る。
不正防止計画の見直し	P D C A サイクルが機能せず効果があまりない。	定期的に計画を見直し、実態との乖離を減らす努力を毎年こころがける。